



問

本庁 市民課 ☎ 0986-76-8805 大隅支所 地域振興課 ☎ 099-482-5923
財部支所 地域振興課 ☎ 0986-72-0934
鹿屋年金事務所 ☎ 0994-42-5121 (はじめに音声ガイドが対応します)

未支給年金の請求手続きについて

年金を受けている方が亡くなったとき、亡くなった月分までのうちまだ受け取っていない年金を未支給年金といいます。未支給年金はその方と生計を同じくしていたご遺族の方が受け取れますが、受け取りには請求手続きが必要です。受け取りの優先順位は (1)配偶者 (2)子 (3)父母 (4)孫 (5)祖父母 (6)兄弟姉妹 (7)その他(1)~(6)以外の3親等内の親族の方です。

【未支給年金の請求手続きに必要な書類】

- ①亡くなった方の年金証書・年金手帳。 ※紛失の場合は申し出てください。
- ②亡くなった方と請求者の関係が確認できる戸籍謄本などの書類。
- ③請求者の預金通帳。(未支給年金の入金先になります。)
- ④亡くなった方と請求者の方が生計を同じくしていたことがわかる住民票等の書類。
※請求者のマイナンバーが確認できる場合は省略できます。
- ⑤亡くなった方と請求者が別世帯の場合「生計同一関係に関する申立書」が必要。
※申立書には3親等内の親族以外の第三者の証明が必要です。
※申立書の様式は市役所または鹿屋年金事務所にあります。

【注 意】 未支給年金を受け取る権利は、5年を経過すると時効により消滅します。

【提出先】 市役所本庁および各支所または鹿屋年金事務所

鹿屋年金事務所による出張年金相談

9月14日(水) 時間: 午前9時30分~午後3時30分 場所: 大隅支所別館2階大会議室
相談は無料ですが予約が必要です。(予約先: 大隅支所 市民係 ☎099-482-5923) 定員になり次第締め切らせていただきますのでご了承ください。また、年金請求の相談が優先となります。



◎納付は納期限までに

税務課では、個人住民税(市県民税)・法人市民税・固定資産税・軽自動車税(種別割)・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納付をお願いしています。税や保険料には、それぞれ納期限が定められていますので納期限までの納付をお願いします。

◎滞納を放っておくと

皆さんが納付している市税やその他の徴収金は、福祉・教育・生活環境の整備など市民サービスを充実させるために欠かせない財源です。その財源の確保と納期限内に税金を納められている方々との公平性を保つため、税務課では督促状や催告書などによる納付の催告や滞納処分(差押え)に取り組んでいます。

納付は納期限までに

税務課 ☎ 0986-76-8804

滞納を放っておくと、法律に基づき給与や預貯金、生命保険、固定資産といったすべての財産に対する調査権限が発生し、調査の結果、財産が発見されると滞納処分(差押え)となります。

この調査や差押えは、事前に連絡することなく行われます。納付も相談もない方については、納付する意識がないと判断され、滞納処分が執行されます。

◎徴収吏員や市役所職員を装った不審な電話にご注意ください

納付のために金融機関の口座を指定して振り込みを求めたり、ATMの操作を求めたりすることは一切ありません。納付される場合は、原則として納付書により、金融機関またはコンビニエンスストアの窓口で行ってください。



問い合わせ先
消費生活センター
☎ 0986-76-8823

今月の相談

「不要な着物や食器はありませんか。それ以外にも不要なものがあれば何でも買い取ります」という電話があった。ちょうど要らないものを処分しようと思っていたので承諾し、買い取ってほしい不用品を準備して待っていた。しばらくして男性が訪問してきたが、相手はこちらが準備していた不用品には目もくれず、「使っていないアクセサリーや金貨はありませんか」と言ってきた。強引な態度に怖くなり、仕方なく指輪やネックレスを2~3個見せたところ、合計2000円で買い取られてしまった。あまりに安く納得できない。



訪問買取のトラブル

○ 訪問買取で、本来売るつもりになった貴金属を非常に安い金額で買い取られてしまったというトラブルの相談が後を絶ちません。

○ 勧誘の段階では「不用品があれば何でも買い取る」と説明されていたにも関わらず、実際には貴金属が目的で、それ以外のものは買い取ってもらえなかったという苦情も多く寄せられています。

○ 訪問買取の契約は、契約書面を受け取ってから8日以内であれば原則
※ クリーニング・オフが可能です。トラブルになった場合は早めに消費生活センターにご相談ください。

※ 大型家電・家具・自動車・書籍・有価証券・ゲームソフトやCD・DVDなどは対象外。

困ったときは、早めに消費生活センターにご相談ください。

曾於市消費生活弁護士相談会のお知らせ
日時…9月14日(水)午前10時~正午
場所…市役所本庁 3階 第3委員会室
相談時間…1人30分 定員…4名
※相談無料。事前申し込み順です。

最近のおじいちゃん

おじいちゃんの部屋には、ぼくや妹が食べたことのないお菓子が入っているおやつ箱があった。ぼくと妹はおやつ箱の中からおいしそうなお菓子を選ぶのがとても楽しかった。それから、おじいちゃんはたまに一緒に買い物に連れて行ってくれてお菓子やジュースをたくさん買ってくれた。ぼくたちがおやつを選んだり、食べているのを見ておじいちゃんはニコニコ顔だったが、ぼくのお母さんからこっぴどく叱られていた。ところが、最近おじいちゃんがちょっと変わってきた。おじいちゃんのおやつ箱が無くなり、冷蔵庫の中にたくさん入っていたジュースが消えた。それにおやつを買いに連れて行ってはくれるけど「お菓子は1個だけだぞ。ジュースはお家に麦茶が

あるから買わないからな」とケチケチになってきたのだ。

それだけじゃない。今まではおやつを食べた後なんて何にも言わなかったのに「歯をみがきなさい」とお母さんよりうるさくなったのだ。仕上げ磨きもしようとするのでぼくたちは逃げ回るが、最後にはつかまってしまうのだ。

そうだ、おじいちゃんが変わったのは歯医者さんに行くようになってからだ。

毎日の習慣!

健康
コラム
177号

お問い合わせ先 保健課 ☎ 0986-76-8806